

## 相談の概要（障害者等用駐車場について）

### 1 相談者

同居人の運転する自動車ですべて埋まっている視覚障害の男性

### 2 相談主訴

通院で訪れた病院の障害者等用駐車場がすべて埋まっていた。健常者が駐車しないよう、立て看板を立てたり、院内放送で健常者に自動車の移動を呼びかけたりするなど、適切に対処してほしい。また県から病院に善処を要望してほしい。

### 3 相談概要

- ・ 相談者は中途失明で、白杖を用いているが、歩行が不安なため、通院や買い物の際は、同居人の運転する自動車に移動している。
- ・ 公立病院の駐車場はいつも混んでおり、当日も障害者等用駐車場が全て埋まっていた。そこに駐車されているほとんどの車に障害者を表すマークがついていなかった。
- ・ 相談者が病院の受付に、健常者に障害者等用駐車場から車を移動するよう院内放送で呼びかけるよう求めたが、「すみません」と言うだけで、何ら対処しなかった。

### 4 広域専門指導員の対応

病院を訪問して、障害者条例の説明をして相談内容を伝えた。同病院の駐車場は狭く、午前10時過ぎには満車になり、空いた通路に縦列駐車をしているが、それでも足りず、路上駐車する人もいる。駐車スペースの確保が同病院としても大きな課題となっている。対応した事務長は、障害者等用駐車場の現状も承知しており、対応に苦慮していた。運転者に障害があるか否か不明なため、院内放送により車の移動を呼びかけるのは難しいが、次のように対処すると回答があった。

- ・ 障害者等用駐車場に健常者の駐車禁止を呼びかける看板を立てて注意を促す。
- ・ 広域が持参した障害者等用駐車場のポスター（2種類）とチラシを院内に掲示する。翌月、事務長から看板ができたという連絡があり訪問し、確認した。看板は、車いすマーク（障害者のための国際シンボルマーク）が描かれたプラスチック製の円盤を支柱に取り付けたもので、障害者等用駐車場に目立つように置かれていた。

広域専門指導員は、事務長に、県が進めている「パーキング・パーミット制度」のチラシ（見本）を示して、同制度の趣旨を説明し、協力を依頼した。

### 5 結果

医療機関としても、問題意識を持っており、健常者の駐車禁止を呼びかける看板を障害者等用駐車場に設置したこと、障害者等用駐車場のポスターを院内に掲示し、来院者に周知したことを相談者に伝えたところ、納得され終結となった。